

## 新旧対照表

新	旧
<p>4. 地域再生計画の目標 (略) (目標) 汚水処理人口普及率を37.4%から<u>48.3%</u>に向上させる。</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 法第<u>五</u>章の特別の措置を適用して行う事業 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">・公共下水道・・・平成22年8月に事業認可、<u>なお認可変更区域</u> <u>(平原・竜王台区域、東新涯区域)</u>は平成23年度中に <u>事業認可予定。</u></p> <p>【事業主体】 (略)</p> <p>【施設の種類】 (略)</p> <p>【事業区域】 (略)</p> <p>【事業期間】 (略)</p> <p>【事業費】</p> <p>公共下水道 事業費 <u>1,203,000</u>千円 (うち、交付金 <u>601,500</u>千円)</p> <p style="padding-left: 40px;">単独事業費 750,000千円</p> <p>小型浄化槽(個人設置型) 事業費 803,325千円 (うち、交付金 267,775千円)</p> <p>合 計 事業費 <u>2,006,325</u>千円 (うち、交付金 <u>869,275</u>千円)</p>	<p>4. 地域再生計画の目標 (略) (目標) 汚水処理人口普及率を37.4%から<u>47.9%</u>に向上させる。</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 法第<u>四</u>章の特別の措置を適用して行う事業 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">・公共下水道・・・<u>昭和58年2月</u>に事業認可</p> <p>【事業主体】 (略)</p> <p>【施設の種類】 (略)</p> <p>【事業区域】 (略)</p> <p>【事業期間】 (略)</p> <p>【事業費】</p> <p>公共下水道 事業費 <u>560,000</u>千円 (うち、交付金 <u>280,000</u>千円)</p> <p style="padding-left: 40px;">単独事業費 750,000千円</p> <p>小型浄化槽(個人設置型) 事業費 803,325千円 (うち、交付金 267,775千円)</p> <p>合 計 事業費 <u>1,363,325</u>千円 (うち、交付金 <u>547,775</u>千円)</p>

単独事業費 750,000千円

**【整備量】**

公共下水道  $\phi 150 \sim \phi 700$  計画延長 6,400m

(単独事業  $\phi 150 \sim \phi 200$  計画延長 6,000m)

小型浄化槽(個人設置型) 2,675基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道で2,000人、小型浄化槽で6,000人

5-3 その他の事業

(略)

6. 計画期間

(略)

7. 目標の達成状況に係る評価

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じ、事業内容の見直しを図るため市内部で「尾道市汚水処理施設整備検討委員会」を組織し、整備状況の評価・検討を行う。

単独事業費 750,000千円

**【整備量】**

公共下水道  $\phi 150 \sim \phi 350$  計画延長 5,000m

(単独事業  $\phi 150 \sim \phi 200$  計画延長 6,000m)

小型浄化槽(個人設置型) 2,675基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道で1,500人、小型浄化槽で6,000人

5-3 その他の事業

(略)

6. 計画期間

(略)

7. 目標の達成状況に係る評価

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じ、事業内容の見直しを図るため市内部で「尾道市汚水処理施設整備検討委員会(仮称)」を組織し、整備状況の評価・検討を行う。